

大分県報

平成二十九年

第二八九九号

七月十八日

（火曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	一
土地改良法による換地処分……………	四
指定予定保安林……………	四
保安林の指定の解除……………	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	四

告示

大分県告示第四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年七月十八日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十九年七月三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分宇宙科学協会
- 三 代表者の氏名
成 松 隆 美
- 四 主たる事務所の所在地
大分市長浜町二丁目十三番五十二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、大分県下の青少年並びに一般市民に対して、天体観測会や宇宙科学教室等の活動を通じ、天文知識の普及・向上に努め、新たな天文学教材の開発に取り組むことによる学術、科学技術の振興と天文学の進歩に貢献すること、また、地域の子供たちが宇宙や科学を身近にふれることの出来る施設の建設誘致に積極的な役割を果たすこと、ならびにサーチライトや様々な不必要な光によって夜空が明るくなり、動植物や人体に影響をおよぼす光害（ひかりがい）の実態調査、防止等を通じて環境の保全と街づくりの推進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 一 会員に関する事項の変更
- 二 役員に関する事項の変更
- 三 会議に関する事項の変更
- 四 資産及び会計に関する事項の変更
- 五 定款の変更に関する事項の変更
- 六 公告の方法の変更

大分県告示第四百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 申請の概要
- 二 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
別府市大字鶴見字照湯千四百十三番地十三
株式会社杜の湯リゾート
代表取締役 豊 島 義 行
- 三 特定事業場の所在地及び名称
別府市大字鶴見字照湯千四百十三番地十三
ホテル杜の湯リゾート
- 四 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三

りん含有量	mg/l	二・〇	四・〇
大腸菌群数	個/cm	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

- 1 縦覧期間
平成二十九年七月十八日から同年八月八日まで
- 2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

大分県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業日田地地区夕川工区の換地処分をした。
平成二十九年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除に係る保安林の所在場所
速見郡日出町大字南畑字柏川三六一三番二、三六一六番一、三六一六番二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

大分県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
平成二十九年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字山部字長迫二六七〇番二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。
平成二十九年七月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名	所			在 地
	市町村	大字	字	
野添	杵築市	八坂	野添	一九三六番、一九七五番の一部（標柱九号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、一九七六番一の一部（標柱九号と一号を結んだ線の北側の部分）、一九七七番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）及び一九七七番二の一部（標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分）
			阿弥陀寺	一八七五番四の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、一八八三番、一八八三番二、一八八四番の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の北側の部分）、一八八五番の一部（標柱六号と七

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部	高畑2		
	豊後大 野市千 歳町		
	高畑		
	筒ノ上	中島	宮ノ下
		<p>五〇番の一部(一号標柱と二号標柱を結んだ線の東側の部分)、六二番の一部(一号標柱と六号標柱を結んだ線の東側の部分)、六三番の一部(一号標柱と六号標柱を結んだ線の東側の部分)、六四番一、六四番三、六五番の一部(一号標柱と二号標柱を結んだ線の東側の部分)、六六番の一部(三号標柱と四号標柱を結んだ線の南側の部分)、八二番の一部(三号標柱から五号標柱までを順次結んだ線の西側の部分)、八四番の一部(四号標柱と五号標柱を結んだ線の西側の部分)、八五番一、八五番二の一部(四号標柱と五号標柱を結んだ線の西側の部分)、八七番一及び八七番二の一部(四号標柱と五号標柱を結んだ線の西側の部分)</p>	<p>番まで、一二五四番一、一二五四番二、一二五五番、一二五九番一、一二七〇番一、一二七〇番二、一二七一番、一三〇八番から一三一一番まで、一三一四番、一三一五番一、一三一五番二、一三一六番、一三一七番、一三二八番一及び一三二九番一、一三二〇番、一三二二番一、一三二二番二、一三二二番三、一三二二番四、一三二四番一、一三二五番、一三二八番、一三二九番、一三三三番、一三七五番及び一三八〇番</p> <p>一五五四番二</p>